高知市上下水道事業経営審議会条例

（平成27年4月1日条例第85号）

（設置）

第１条　本市の水道事業並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）の適正かつ効率的な経営に資するため，地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき，高知市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は，上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ，上下水道事業の経営に関する重要事項について，調査及び審議し，答申するものとする。

（組織）

第３条　審議会は，次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

⑴　学識経験者

⑵　管理者が必要と認める者

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置き，委員の互選によりこれを定める。

２　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を行う。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は，２年以内とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

（会議）

第６条　審議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が必要に応じて招集し，会長が議長となる。

２　審議会は，委員の半数以上が出席しなければ，会議を開くことができない。

３　会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（資料提供その他の協力等）

第７条　審議会は，その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは，関係部局その他の者に対し，資料の提出，意見の表明，説明その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は，その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は，上下水道局において処理する。

（その他）

第10条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営について必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　この条例の施行の日以後最初に開催される会議は，第６条第１項の規定にかかわらず，管理者が招集するものとする。

附　則（令和6年1月1日条例第12号）

この条例は，令和6年4月1日から施行する。